

令和4年度水質検査計画



南富良野町はイトウが生息できる環境を保全しています

南富良野町建設課上下水道係

【水質検査計画とは】

水質検査は、水道水が水質基準に適合し、安全・安心であることを保証するために不可欠なものです。

水質検査計画は、計画的かつ効率的に実施するため、検査項目、方法、頻度、採水地点を定めたもので毎事業年度の開始前に策定し公表しています。

【水質検査計画の内容】

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
3. 水道の原水及び浄水の水質状況及び水質管理上留意すべき事項
4. 水質検査を行う項目、採水地点、採水頻度及びその理由
5. 臨時の水質検査に関する事項
6. 水質検査の方法及び委託内容
7. 試料の採取及び運搬方法
8. 委託した検査の実施状況の確認方法
9. 水質検査計画及び検査結果の公表
10. 水質検査の精度と信頼性保証
11. 関係者との連携

1. 基本方針

水源の表流水及びかなやま湖水の特徴及び水質管理において留意すべき事項を踏まえ、各施設の水質検査計画を策定し、この計画に基づき水質検査を実施します。

(1) 検査地点

水道法で義務づけられている水道水の検査を浄水場などの系統を代表する給水栓（蛇口の水）及び原水（浄水場で処理する前の水）で行います。

(2) 検査項目

検査項目は、水道法で義務づけられている毎日検査・水質基準項目及び水質管理上必要と判断した項目について行います。

(3) 検査頻度

水道法及び本町の過去の検査結果などに基づいて、別添水質検査項目一覧表のとおりとします。

浄水では、水道法に基づき、色、濁り、残留塩素の検査（水道法施行規則第15条第1項第1号イ）については、1日1回行います。

また、一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物、PH、味、臭気、色度及び濁度（水道法施行規則第15条第1項第3号イ）の検査は、月1回行います。

その他の項目の検査については、別添一覧表に掲げる検査頻度により行います。

2. 水道事業の概要

町の簡易水道施設は北落合・落合・幾寅・金山下金山統合・東鹿越・かなやま湖畔の6箇所があります。

個別の内容については、「別表1」のとおりです。

3. 水道の原水及び浄水の水質状況及び水質管理上留意すべき事項

(1) 原水水質の状況（河川水）

過去のデーターなどから各地区における原水水質の汚染要因及び水質管理上注意すべき水質検査項目を下表に示します。

	原水の汚染要因	水質管理上注意すべき水質項目
北落合地区	降雨及び融雪における濁度等 窒素肥料	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 濁度・色度・PH
落合地区	降雨及び融雪における濁度等	濁度・色度・PH
幾寅地区	降雨及び融雪における濁度等	濁度・色度・PH
金山・下金山地区	降雨及び融雪における濁度等	濁度・色度・PH
東鹿越地区	降雨及び融雪における濁度等	濁度・色度・PH
かなやま湖畔森林公園等地区	降雨及び融雪における濁度等	濁度・色度・PH

南富良野町の水道は、水質的に恵まれた水源を持ち、良好な河川水を取水し、適切な浄水処理を行い、水質基準を十分満足した安全で良質な水道水を供給しています。

(2) 水道水の水質状況

水道水の水質状況につきましては、水道法に基づき毎日検査・定期検査などを行って水道水の安全性を確認しております。また、各簡易水道施設ごとの水道水の水質状況及び管理上留意する事項は次のとおりです。

- ①北落合地区簡易水道：水質基準値内ではありますが、塩素酸が夏期にわずかに検出されることより、貯蔵中の次亜塩素酸ナトリウムについて注意することと、浄水濁度にも注意しながら浄水処理を行います。
- ②落合地区簡易水道：水質基準値内であり、通年をとおして検査結果が良好で安定していますが、今後も浄水濁度等に注意をしながら浄水処理を行います。
- ③幾寅地区簡易水道：水質基準値内ではありますが、浄水処理の過程でアルミニウム系凝集剤(PAC)の使用によりアルミニウム及びその化合物の検査に影響することがないよう注意することと、浄水濁度にも注意しながら浄水処理を行います。
- ④金山・下金山地区簡易水道：水質基準値内ではありますが、降雨や融雪後に水源において有機物・アルミニウム・鉄等が検出されることがあるので、浄水処理に注意すること。また、塩素酸が夏期にわずかに検出されることより、貯蔵中の次亜塩素酸ナトリウムについて注意して管理を行います。
- ⑤東鹿越地区飲料水供給施設簡易水道：水質基準値内ではありますが、鉄の値が少し高いことより浄水濁度にも注意しながら浄水処理に注意すること。また、塩素酸が夏期に高めに検出されることより、貯蔵中の次亜塩素酸ナトリウムについても注意して管理を行います。
- ⑥かなやま湖畔森林公園等地区簡易水道：水質基準値内ではありますが、降雨や融雪後において色度・アルミニウム等が検出されることがあるので、浄水濁度にも注意しながら浄水処理を行います。

上記の各簡易水道施設における水道水の水質については従来と同じく問題はありませんが、今後も町民の皆様に安全で安心な水道水をご使用頂けるように努めます。

4. 水質検査を行う項目、採水地点、採水頻度及びその理由

水質検査を行う項目、採水地点、採水頻度及びその理由は、別添一覧表及び別図に記載。

5. 臨時の水質検査に関する事項

臨時の水質検査は、以下のような事態が発生して水道水が水質基準に適合しない恐

れがある場合に行います。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき。
- (2) 水源に異常があったとき。
- (3) 水源付近・給水区域及びその周辺において消火器系感染症が流行しているとき。
- (4) 净水過程に異常があったとき。
- (5) 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき。
- (6) その他特に必要があると認められるとき。

検査項目については、次のとおりです。

① 必ず実施する項目

9項目を基本

【一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物（TOC）、PH、味、臭気、色度、濁度】

② その他の項目

状況に応じて検査項目を選定し検査を行います。

6. 水質検査の方法及び委託内容

- (1) 検査方法については「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」に基づいて検査を行うものとする。
- (2) 1日1回行う検査は、建設課上下水道係職員にて行います。
- (3) 定期検査については、水道法第20条の4に基づく厚生労働大臣の登録を受けた水質検査機関の中から南富良野町登録水質検査機関における選定条件により選定し、委託をして実施します。

7. 試料の採取及び運搬方法

- (1) 試料の採取については、南富良野町建設課上下水道係の職員が行いますが、受託者に採水を依頼する場合があるので、採水時には受託者の法令で定められた検査員が採水を行うこととする。
- (2) 運搬方法については、採水終了後に試料をクーラーボックスに入れ保冷し、破損防止の措置を施して受託者が社用車で検査施設まで運搬し搬入する。

8. 委託した検査の実施状況の確認方法

水質検査の結果の根拠となる試料等を求めて、適正に検査が実施されているかの確認を行います。

9. 水質検査計画及び検査結果の公表

(1) 水質計画

毎事業年度の開始前に作成し、南富良野町建設課上下水道係で閲覧できるほか、南富良野町ホームページに掲載します。

(2) 検査結果

南富良野町建設課上下水道係で閲覧及び南富良野町ホームページに掲載します。

10. 水質検査の精度と信頼性保証

水道水の安全性、安定性を確保し、町民に信頼される水道水を供給するためには、水質検査においての精度と信頼性の保証はきわめて重要です。そのため、水質検査を委託した登録検査機関に対して、水質検査の精度管理に関する実施内容及び、信頼性保証の審査を実施して、水質検査精度の向上と信頼性保証に努めます。

11. 関係者との連携

水質事故発生の場合には、素早く適切な措置が講じられるよう速やかに、北海道富良野保健所・北海道環境生活課環境局環境推進課、市町村等の関係各機関及び水質検査委託機関と連携し、情報交換を図りながら対策を講じます。

別表1

令和4年度南富良野町水質検査計画施設の概要

令和4年3月末現在

各簡易水道施設水質檢查業務委託 月別檢查項目

施 設 名	南富良野町簡易水道(北落合地区)
分 析 区 分 (試 料 名)	淨水
採 水 場 所	北落合除雪管理センター

※ 「〇」は、一定の要件を満たす場合には、年1回以上又は3年に1回以上に検査頻度を減らすことが可能な項目。

※「口」は、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘査し、これらの物質を产生する藻類等の発生時期に併せて月1回以上実施する項目。

※ 「●」は、月1回以上実施する項目。

※ 「○」は、3ヶ月に1回以上実施する項目。

各簡易水道施設水質検査業務委託 月別検査項目

施設名	南富良野町簡易水道(北落合地区)											
分析区分(試料名)	原水											
採水場所	北落合浄水場 着水室(空知川支流幾寅川)											
項目名	検査月											
項目名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
一般細菌				○								
大腸菌				○								
カドミウム及びその化合物				○								
水銀及びその化合物				○								
セレン及びその化合物				○								
鉛及びその化合物				○								
ヒ素及びその化合物				○								
六価クロム化合物				○								
亜硝酸態窒素				○								
シアノ化物イオン及び塩化シアノ				○								
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素				○								
フッ素及びその化合物				○								
ホウ素及びその化合物				○								
四塩化炭素				○								
1,4-ジオキサン				○								
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン				○								
ジクロロメタン				○								
テトラクロロエチレン				○								
トリクロロエチレン				○								
ベンゼン				○								
塩素酸												
クロロ酢酸												
クロロホルム												
ジクロロ酢酸												
ジブロモクロロメタン												
臭素酸												
総トリハロメタン												
トリクロロ酢酸												
プロモジクロロメタン												
プロモホルム												
ホルムアルデヒド												
亜鉛及びその化合物				○								
アルミニウム及びその化合物				○								
鉄及びその化合物				○								
銅及びその化合物				○								
ナトリウム及びその化合物				○								
マンガン及びその化合物				○								
塩化物イオン				○								
カルシウム、マグネシウム等(硬度)				○								
蒸発残留物				○								
陰イオン界面活性剤				○								
ジェオスミン				○								
2-メチルイソポルネオール				○								
非イオン界面活性剤				○								
フェノール類				○								
有機物(全有機炭素(TOC)の量)				○								
pH値				○								
味												
臭気				○								
色度				○								
濁度				○								
残留塩素												
嫌気性芽胞菌※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大腸菌※(定量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大腸菌※(定性)												
クリプトスポリジウム	○			○			○		○			
ジアルジア	○			○			○		○			
項目数	2	1	1	41	1	1	2	1	1	2	1	1

各簡易水道施設水質検査業務委託 月別検査項目

施設名	南富良野町簡易水道(落合地区)												
分析区分(試料名)	淨水												
採水場所	落合消防庁舎												
検査月													
項目名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基準値
一般細菌	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	100個/mL以下
大腸菌	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	検出されないこと
カドミウム及びその化合物					○								0.003mg/L以下
水銀及びその化合物					○								0.0005mg/L以下
セレン及びその化合物					○								0.01mg/L以下
鉛及びその化合物					○								0.01mg/L以下
ヒ素及びその化合物					○								0.01mg/L以下
六価クロム化合物	○				○		○		○	○			0.02mg/L以下
亜硝酸態窒素					○								0.04mg/L以下
シアノ化物イオン及び塩化シアン	◎		◎			◎			◎				0.01mg/L以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○										10mg/L以下
フッ素及びその化合物			○										0.8mg/L以下
ホウ素及びその化合物			○										1.0mg/L以下
四塩化炭素			○										0.002mg/L以下
1,4-ジオキサン			○										0.05mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン			○										0.04mg/L以下
ジクロロメタン			○										0.02mg/L以下
テトラクロロエチレン			○										0.01mg/L以下
トリクロロエチレン			○										0.01mg/L以下
ベンゼン			○										0.01mg/L以下
塩素酸	◎		◎			◎			◎		◎		0.5mg/L以下
クロロ酢酸	◎		○			○			○		○		0.02mg/L以下
クロロホルム	◎		○			○			○		○		0.06mg/L以下
ジクロロ酢酸	◎		○			○			○		○		0.03mg/L以下
ジブロモクロロメタン	◎		○			○			○		○		0.1mg/L以下
臭素酸	◎		○			○			○		○		0.01mg/L以下
総トリハロメタン	◎		○			○			○		○		0.1mg/L以下
トリクロロ酢酸	◎		○			○			○		○		0.03mg/L以下
ブロモジクロロメタン	◎		○			○			○		○		0.03mg/L以下
ブロモホルム	◎		○			○			○		○		0.09mg/L以下
ホルムアルデヒド	◎		○			○			○		○		0.08mg/L以下
亜鉛及びその化合物			○										1.0mg/L以下
アルミニウム及びその化合物			○										0.2mg/L以下
鉄及びその化合物			○										0.3mg/L以下
銅及びその化合物			○										1.0mg/L以下
ナトリウム及びその化合物			○										200mg/L以下
マンガン及びその化合物			○										0.05mg/L以下
塩化物イオン	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	200mg/L以下
カルシウム、マグネシウム等(硬度)			○										300mg/L以下
蒸発残留物			○										500mg/L以下
陰イオン界面活性剤			○										0.2mg/L以下
ジェオスミン			□										0.00001mg/L以下
2-メチルイソポルネオール			□										0.00001mg/L以下
非イオン界面活性剤			○										0.02mg/L以下
フェノール類			○										0.005mg/L以下
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	3mg/L以下
pH値	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	5.8以上8.6以下
味	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	異常でないこと
臭気	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	異常でないこと
色度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	5度以下
濁度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	2度以下
残留塩素	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	0.1mg/L以上
項目数	9	22	9	9	51	9	9	22	9	9	22	9	

※ 「○」は、一定の要件を満たす場合には、年1回以上又は3年に1回以上に検査頻度を減らしが可能な項目。

※ 「□」は、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘査し、これらの物質を產生する藻類等の発生時期に併せて月1回以上実施する項目。

※ 「●」は、月1回以上実施する項目。

※ 「◎」は、3ヶ月に1回以上実施する項目。

各簡易水道施設水質検査業務委託 月別検査項目

施 設 名	南富良野町簡易水道(落合地区)											
分 析 区 分 (試 料 名)	原水											
採 水 場 所	落合浄水場 着水室											
項目名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
一般細菌				○								
大腸菌				○								
カドミウム及びその化合物				○								
水銀及びその化合物				○								
セレン及びその化合物				○								
鉛及びその化合物				○								
ヒ素及びその化合物				○								
六価クロム化合物				○								
亜硝酸態窒素				○								
シアン化物イオン及び塩化シアン				○								
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素				○								
フッ素及びその化合物				○								
ホウ素及びその化合物				○								
四塩化炭素				○								
1,4-ジオキサン				○								
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン				○								
ジクロロメタン				○								
テトラクロロエチレン				○								
トリクロロエチレン				○								
ベンゼン				○								
塩素酸												
クロロ酢酸												
クロロホルム												
ジクロロ酢酸												
ジブロモクロロメタン												
臭素酸												
総トリハロメタン												
トリクロロ酢酸												
プロモジクロロメタン												
プロモホルム												
ホルムアルデヒド												
亜鉛及びその化合物				○								
アルミニウム及びその化合物				○								
鉄及びその化合物				○								
銅及びその化合物				○								
ナトリウム及びその化合物				○								
マンガン及びその化合物				○								
塩化物イオン				○								
カルシウム、マグネシウム等(硬度)				○								
蒸発残留物				○								
陰イオン界面活性剤				○								
ジェオスミン				○								
2-メチルイソポルネオール				○								
非イオン界面活性剤				○								
フェノール類				○								
有機物(全有機炭素(TOC)の量)				○								
pH値				○								
味												
臭氣				○								
色度				○								
濁度				○								
残留塩素												
嫌気性芽胞菌※				○								
大腸菌※(定量)				○								
大腸菌※(定性)												
クリプトスポリジウム				○								
ジアルジア				○								
項目数	0	0	0	41	0	0	0	0	0	0	0	0

各簡易水道施設水質検査業務委託 月別検査項目

施設名	南富良野町簡易水道(幾寅地区)											
分析区分(試料名)	浄水											
採水場所	幾寅保育所											
検査月												
項目名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
一般細菌	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
大腸菌	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
カドミウム及びその化合物					○							
水銀及びその化合物					○							
セレン及びその化合物					○							
鉛及びその化合物					○							
ヒ素及びその化合物					○							
六価クロム化合物	○				○		○		○	○		
亜硝酸態窒素					○							
シアノ化物イオン及び塩化シアン	◎			◎		◎		◎	◎	◎		
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素				○								
フッ素及びその化合物				○								
ホウ素及びその化合物				○								
四塩化炭素				○								
1,4-ジオキサン				○								
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン				○								
ジクロロメタン				○								
テトラクロロエチレン				○								
トリクロロエチレン				○								
ベンゼン				○								
塩素酸	◎			◎		◎		◎	◎	◎		
クロロ酢酸	◎			◎		◎		◎	◎	◎	◎	
クロロホルム	◎			◎		◎		◎	◎	◎	◎	
ジクロロ酢酸	◎			◎		◎		◎	◎	◎	◎	
ジプロモクロロメタン	◎			◎		◎		◎	◎	◎	◎	
臭素酸	◎			◎		◎		◎	◎	◎	◎	
総トリハロメタン	◎			◎		◎		◎	◎	◎	◎	
トリクロロ酢酸	◎			◎		◎		◎	◎	◎	◎	
ブロモジクロロメタン	◎			◎		◎		◎	◎	◎	◎	
ブロモホルム	◎			◎		◎		◎	◎	◎	◎	
ホルムアルデヒド	◎			◎		◎		◎	◎	◎	◎	
亜鉛及びその化合物				○								
アルミニウム及びその化合物	○			○		○		○	○	○	○	
鉄及びその化合物				○								
銅及びその化合物				○								
ナトリウム及びその化合物				○								
マンガン及びその化合物				○								
塩化物イオン	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
カルシウム、マグネシウム等(硬度)				○								
蒸発残留物				○								
陰イオン界面活性剤				○								
ジェオスミン				□								
2-メチルイソポルネオール				□								
非イオン界面活性剤				○								
フェノール類				○								
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
pH値	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
味	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
臭気	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
色度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
濁度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
残留塩素	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
項目数	9	23	9	9	51	9	9	23	9	9	23	9

※ 「○」は、一定の要件を満たす場合には、年1回以上又は3年に1回以上に検査頻度を減らすことが可能な項目。

※ 「□」は、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘査し、これらの物質を産生する藻類等の発生時期に併せて月1回以上実施する項目。

※ 「●」は、月1回以上実施する項目。

※ 「◎」は、3ヶ月に1回以上実施する項目。

各簡易水道施設水質検査業務委託 月別検査項目

施 設 名	南富良野町簡易水道(幾寅地区)											
分 析 区 分(試 料 名)	原水											
採 水 場 所	幾寅浄水場 着水室(空知川支流タケノコの沢川表流水)											
項目名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
一般細菌				○								
大腸菌				○								
カドミウム及びその化合物				○								
水銀及びその化合物				○								
セレン及びその化合物				○								
鉛及びその化合物				○								
ヒ素及びその化合物				○								
六価クロム化合物				○								
亜硝酸態窒素				○								
シアノ化物イオン及び塩化シアノ				○								
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素				○								
フッ素及びその化合物				○								
ホウ素及びその化合物				○								
四塩化炭素				○								
1,4-ジオキサン				○								
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン				○								
ジクロロメタン				○								
テトラクロロエチレン				○								
トリクロロエチレン				○								
ベンゼン				○								
塩素酸												
クロロ酢酸												
クロロホルム												
ジクロロ酢酸												
ジブロモクロロメタン												
臭素酸												
総トリハロメタン												
トリクロロ酢酸												
プロモジクロロメタン												
プロモホルム												
ホルムアルデヒド												
亜鉛及びその化合物				○								
アルミニウム及びその化合物				○								
鉄及びその化合物				○								
銅及びその化合物				○								
ナトリウム及びその化合物				○								
マンガン及びその化合物				○								
塩化物イオン				○								
カルシウム、マグネシウム等(硬度)				○								
蒸発残留物				○								
陰イオン界面活性剤				○								
ジェオスミン				○								
2-メチルイソボルネオール				○								
非イオン界面活性剤				○								
フェノール類				○								
有機物(全有機炭素(TOC)の量)				○								
pH値				○								
味												
臭氣				○								
色度				○								
濁度				○								
残留塩素												
嫌気性芽胞菌※				○								
大腸菌※(定量)				○								
大腸菌※(定性)												
クリプトスポリジウム				○								
ジアルジア				○								
項目数	0	0	0	41	0	0	0	0	0	0	0	0

各簡易水道施設水質検査業務委託 月別検査項目

施設名	南富良野町簡易水道(幾寅地区)											
分析区分(試料名)	原水											
採水場所	幾寅浄水場 着水室(内藤の沢川表流水)											
項目名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
一般細菌				○								
大腸菌				○								
カドミウム及びその化合物				○								
水銀及びその化合物				○								
セレン及びその化合物				○								
鉛及びその化合物				○								
ヒ素及びその化合物				○								
六価クロム化合物				○								
亜硝酸態窒素				○								
シアノ化物イオン及び塩化シアン				○								
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素				○								
フッ素及びその化合物				○								
ホウ素及びその化合物				○								
四塩化炭素				○								
1,4-ジオキサン				○								
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン				○								
ジクロロメタン				○								
テトラクロロエチレン				○								
トリクロロエチレン				○								
ベンゼン				○								
塩素酸												
クロロ酢酸												
クロロホルム												
ジクロロ酢酸												
ジブロモクロロメタン												
臭素酸												
総トリハロメタン												
トリクロロ酢酸												
プロモジクロロメタン												
プロモホルム												
ホルムアルデヒド												
亜鉛及びその化合物				○								
アルミニウム及びその化合物				○								
鉄及びその化合物				○								
銅及びその化合物				○								
ナトリウム及びその化合物				○								
マンガン及びその化合物				○								
塩化物イオン				○								
カルシウム、マグネシウム等(硬度)				○								
蒸発残留物				○								
陰イオン界面活性剤				○								
ジェオスミン				○								
2-メチルイソポルネオール				○								
非イオン界面活性剤				○								
フェノール類				○								
有機物(全有機炭素(TOC)の量)				○								
pH値				○								
味												
臭気				○								
色度				○								
濁度				○								
残留塩素												
嫌気性芽胞菌※				○								
大腸菌※(定量)				○								
大腸菌※(定性)												
クリプトスパリジウム				○								
ジアルジア				○								
項目数	0	0	0	41	0	0	0	0	0	0	0	0

各簡易水道施設水質検査業務委託 月別検査項目

施設名	南富良野町簡易水道(金山・下金山地区)											
分析区分(試料名)	浄水											
採水場所	金山保育所											
検査月												
項目名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
一般細菌	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
大腸菌	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
カドミウム及びその化合物					○							
水銀及びその化合物					○							
セレン及びその化合物					○							
鉛及びその化合物					○							
ヒ素及びその化合物					○							
六価クロム化合物		○			○		○		○		○	
亜硝酸態窒素					○							
シアノ化物イオン及び塩化シアン	◎			◎		◎		◎		◎		0.01mg/L以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素					○							10mg/L以下
フッ素及びその化合物					○							0.8mg/L以下
ホウ素及びその化合物					○							1.0mg/L以下
四塩化炭素					○							0.002mg/L以下
1,4-ジオキサン					○							0.05mg/L以下
ジス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン					○							0.04mg/L以下
ジクロロメタン					○							0.02mg/L以下
テトラクロロエチレン					○							0.01mg/L以下
トリクロロエチレン					○							0.01mg/L以下
ベンゼン					○							0.01mg/L以下
塩素酸	◎			◎		◎		◎		◎		0.5mg/L以下
クロロ酢酸	◎			◎		◎		◎		◎		0.02mg/L以下
クロロホルム	◎			◎		◎		◎		◎		0.06mg/L以下
ジクロロ酢酸	◎			◎		◎		◎		◎		0.03mg/L以下
ジブロモクロロメタン	◎			◎		◎		◎		◎		0.1mg/L以下
臭素酸	◎			◎		◎		◎		◎		0.01mg/L以下
総トリハロメタン	◎			◎		◎		◎		◎		0.1mg/L以下
トリクロロ酢酸	◎			◎		◎		◎		◎		0.03mg/L以下
ブロモジクロロメタン	◎			◎		◎		◎		◎		0.03mg/L以下
ブロモホルム	◎			◎		◎		◎		◎		0.09mg/L以下
ホルムアルデヒド	◎			◎		◎		◎		◎		0.08mg/L以下
亜鉛及びその化合物					○							1.0mg/L以下
アルミニウム及びその化合物					○							0.2mg/L以下
鉄及びその化合物					○							0.3mg/L以下
銅及びその化合物					○							1.0mg/L以下
ナトリウム及びその化合物					○							200mg/L以下
マンガン及びその化合物					○							0.05mg/L以下
塩化物イオン	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	200mg/L以下
カルシウム、マグネシウム等(硬度)					○							300mg/L以下
蒸発残留物					○							500mg/L以下
陰イオン界面活性剤					○							0.2mg/L以下
ジオスミン					□							0.00001mg/L以下
2-メチルイソボルネオール					□							0.00001mg/L以下
非イオン界面活性剤					○							0.02mg/L以下
フェノール類					○							0.005mg/L以下
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	3mg/L以下
pH値	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	5.8以上8.6以下
味	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	異常でないこと
臭気	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	異常でないこと
色度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	5度以下
濁度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	2度以下
残留塩素	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	0.1mg/L以上
項目数	9	22	9	9	51	9	9	22	9	9	22	9

※ 「○」は、一定の要件を満たす場合には、年1回以上又は3年に1回以上に検査頻度を減らしが可能な項目。

※ 「□」は、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘査し、これらの物質を产生する藻類等の発生時期に併せて月1回以上実施する項目。

※ 「●」は、月1回以上実施する項目。

※ 「◎」は、3ヶ月に1回以上実施する項目。

各簡易水道施設水質検査業務委託 月別検査項目

施 設 名	南富良野町簡易水道(金山・下金山地区)											
分析区分(試料名)	原水											
採 水 場 所	金山・下金山浄水場 着水室											
項目名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
一般細菌				○								
大腸菌				○								
カドミウム及びその化合物				○								
水銀及びその化合物				○								
セレン及びその化合物				○								
鉛及びその化合物				○								
ヒ素及びその化合物				○								
六価クロム化合物				○								
亜硝酸態窒素				○								
シアノ化物イオン及び塩化シアノ				○								
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素				○								
フッ素及びその化合物				○								
ホウ素及びその化合物				○								
四塩化炭素				○								
1,4-ジオキサン				○								
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン				○								
ジクロロメタン				○								
テトラクロロエチレン				○								
トリクロロエチレン				○								
ベンゼン				○								
塩素酸												
クロロ酢酸												
クロロホルム												
ジクロロ酢酸												
ジブロモクロロメタン												
臭素酸												
総トリハロメタン												
トリクロロ酢酸												
プロモジクロロメタン												
プロモホルム												
ホルムアルデヒド												
亜鉛及びその化合物				○								
アルミニウム及びその化合物				○								
鉄及びその化合物				○								
銅及びその化合物				○								
ナトリウム及びその化合物				○								
マンガン及びその化合物				○								
塩化物イオン				○								
カルシウム、マグネシウム等(硬度)				○								
蒸発残留物				○								
陰イオン界面活性剤				○								
ジェオスミン				○								
2-メチルイソボルネオール				○								
非イオン界面活性剤				○								
フェノール類				○								
有機物(全有機炭素(TOC)の量)				○								
pH値				○								
味												
臭氣				○								
色度				○								
濁度				○								
残留塩素												
嫌気性芽胞菌※				○								
大腸菌※(定量)				○								
大腸菌※(定性)												
クリプトスポリジウム				○								
ジアルジア				○								
項目数	0	0	0	41	0	0	0	0	0	0	0	0

各簡易水道施設水質検査業務委託 月別検査項目

施設名	南富良野町簡易水道(下金山地区)											
分析区分(試料名)	浄水											
採水場所	下金山消防庁舎											
検査月												
項目名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
一般細菌	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
大腸菌	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
カドミウム及びその化合物				○								
水銀及びその化合物				○								
セレン及びその化合物				○								
鉛及びその化合物				○								
ヒ素及びその化合物				○								
六価クロム化合物	○		○			○			○			
亜硝酸態窒素			○									
シアノ化物イオン及び塩化シアン	◎		◎			◎			◎			
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○									
フッ素及びその化合物			○									
ホウ素及びその化合物			○									
四塩化炭素			○									
1,4-ジオキサン			○									
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン			○									
ジクロロメタン			○									
テトラクロロエチレン			○									
トリクロロエチレン			○									
ベンゼン			○									
塩素酸	◎		○			○			◎			
クロロ酢酸	◎		○			○			◎			
クロロホルム	◎		○			○			◎			
ジクロロ酢酸	◎		○			○			◎			
ジプロモクロロメタン	◎		○			○			◎			
臭素酸	◎		○			○			◎			
総トリハロメタン	◎		○			○			◎			
トリクロロ酢酸	◎		○			○			◎			
ブロモジクロロメタン	◎		○			○			◎			
ブロモホルム	◎		○			○			◎			
ホルムアルデヒド	◎		○			○			◎			
亜鉛及びその化合物			○									
アルミニウム及びその化合物			○									
鉄及びその化合物			○									
銅及びその化合物			○									
ナトリウム及びその化合物			○									
マンガン及びその化合物			○									
塩化物イオン	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
カルシウム、マグネシウム等(硬度)			○									
蒸発残留物			○									
陰イオン界面活性剤			○									
ジェオスミン			□									
2-メチルイソポルネオール			□									
非イオン界面活性剤			○									
フェノール類			○									
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
pH値	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
味	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
臭気	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
色度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
濁度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
残留塩素	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
項目数	9	22	9	9	51	9	9	22	9	9	22	9

※ 「○」は、一定の要件を満たす場合には、年1回以上又は3年に1回以上に検査頻度を減らしが可能な項目。

※ 「□」は、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘査し、これらの物質を產生する藻類等の発生時期に併せて月1回以上実施する項目。

※ 「●」は、月1回以上実施する項目。

※ 「◎」は、3ヶ月に1回以上実施する項目。

各簡易水道施設水質検査業務委託 月別検査項目

施設名	南富良野町簡易水道(東鹿越地区)											
分析区分(試料名)	浄水											
採水場所	東鹿越ポンプ場											
検査月												
項目名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
一般細菌	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
大腸菌	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
カドミウム及びその化合物				○								
水銀及びその化合物				○								
セレン及びその化合物				○								
鉛及びその化合物				○								
ヒ素及びその化合物				○								
六価クロム化合物	○		○			○			○			
亜硝酸態窒素				○								
シアノ化物イオン及び塩化シアノ	◎		◎			◎			◎			
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○									
フッ素及びその化合物			○									
ホウ素及びその化合物			○									
四塩化炭素			○									
1,4-ジオキサン			○									
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン			○									
ジクロロメタン			○									
テトラクロロエチレン			○									
トリクロロエチレン			○									
ベンゼン			○									
塩素酸	◎		◎			◎			◎			
クロロ酢酸	◎		◎			◎			◎			
クロロホルム	◎		◎			◎			◎			
ジクロロ酢酸	◎		◎			◎			◎			
ジブロモクロロメタン	◎		◎			◎			◎			
臭素酸	◎		◎			◎			◎			
総トリハロメタン	◎		◎			◎			◎			
トリクロロ酢酸	◎		◎			◎			◎			
ブロモジクロロメタン	◎		◎			◎			◎			
ブロモホルム	◎		◎			◎			◎			
ホルムアルデヒド	◎		◎			◎			◎			
亜鉛及びその化合物			○									
アルミニウム及びその化合物			○									
鉄及びその化合物	○		○			○			○			
銅及びその化合物			○									
ナトリウム及びその化合物			○									
マンガン及びその化合物			○									
塩化物イオン	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
カルシウム、マグネシウム等(硬度)			○									
蒸発残留物			○									
陰イオン界面活性剤			○									
ジェオスミン			□									
2-メチルイソボルネオール			□									
非イオン界面活性剤			○									
フェノール類			○									
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
pH値	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
味	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
臭気	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
色度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
濁度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
残留塩素	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
項目数	9	23	9	9	51	9	9	23	9	9	23	9

※ 「○」は、一定の要件を満たす場合には、年1回以上又は3年に1回以上に検査頻度を減らしが可能な項目。

※ 「□」は、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘査し、これらの物質を產生する藻類等の発生時期に併せて月1回以上実施する項目。

※ 「●」は、月1回以上実施する項目。

※ 「◎」は、3ヶ月に1回以上実施する項目。

各簡易水道施設水質検査業務委託 月別検査項目

施設名	南富良野町簡易水道(東鹿越地区)											
分析区分(試料名)	原水											
採水場所	東鹿越地区飲料水供給施設 着水室											
項目名	検査月											
項目名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
一般細菌				○								
大腸菌				○								
カドミウム及びその化合物				○								
水銀及びその化合物				○								
セレン及びその化合物				○								
鉛及びその化合物				○								
ヒ素及びその化合物				○								
六価クロム化合物				○								
亜硝酸態窒素				○								
シアノ化物イオン及び塩化シアノ				○								
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素				○								
フッ素及びその化合物				○								
ホウ素及びその化合物				○								
四塩化炭素				○								
1,4-ジオキサン				○								
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン				○								
ジクロロメタン				○								
テトラクロロエチレン				○								
トリクロロエチレン				○								
ベンゼン				○								
塩素酸												
クロロ酢酸												
クロロホルム												
ジクロロ酢酸												
ジプロモクロロメタン												
臭素酸												
総トリハロメタン												
トリクロロ酢酸												
プロモジクロロメタン												
プロモホルム												
ホルムアルデヒド												
亜鉛及びその化合物				○								
アルミニウム及びその化合物				○								
鉄及びその化合物				○								
銅及びその化合物				○								
ナトリウム及びその化合物				○								
マンガン及びその化合物				○								
塩化物イオン				○								
カルシウム、マグネシウム等(硬度)				○								
蒸発残留物				○								
陰イオン界面活性剤				○								
ジェオスミン				○								
2-メチルイソポルネオール				○								
非イオン界面活性剤				○								
フェノール類				○								
有機物(全有機炭素(TOC)の量)				○								
pH値				○								
味												
臭氣				○								
色度				○								
濁度				○								
残留塩素												
嫌気性芽胞菌※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大腸菌※(定量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大腸菌※(定性)												
クリプトスポリジウム	○			○			○		○			
ジアルジア	○			○			○		○			
項目数	2	1	1	41	1	1	2	1	1	2	1	1

各簡易水道施設水質検査業務委託 月別検査項目

施設名	南富良野町簡易水道(かなやま湖畔森林公園地区)											
分析区分(試料名)	淨水											
採水場所	保養センター・ホテルラーチ											
検査月												
項目名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
一般細菌	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
大腸菌	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
カドミウム及びその化合物				○								
水銀及びその化合物				○								
セレン及びその化合物				○								
鉛及びその化合物				○								
ヒ素及びその化合物				○								
六価クロム化合物	○			○			○		○	○		0.02mg/L以下
亜硝酸態窒素				○								0.04mg/L以下
シアノ化物イオン及び塩化シアン	◎		◎			◎			◎	◎		0.01mg/L以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素				○								10mg/L以下
フッ素及びその化合物				○								0.8mg/L以下
ホウ素及びその化合物				○								1.0mg/L以下
四塩化炭素				○								0.002mg/L以下
1,4-ジオキサン				○								0.05mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン				○								0.04mg/L以下
ジクロロメタン				○								0.02mg/L以下
テトラクロロエチレン				○								0.01mg/L以下
トリクロロエチレン				○								0.01mg/L以下
ベンゼン				○								0.01mg/L以下
塩素酸	◎		◎			◎			◎	◎		0.5mg/L以下
クロロ酢酸	◎		◎			◎			◎	◎		0.02mg/L以下
クロロホルム	◎		◎			◎			◎	◎		0.06mg/L以下
ジクロロ酢酸	◎		◎			◎			◎	◎		0.03mg/L以下
ジブロモクロロメタン	◎		◎			◎			◎	◎		0.1mg/L以下
臭素酸	◎		◎			◎			◎	◎		0.01mg/L以下
総トリハロメタン	◎		◎			◎			◎	◎		0.1mg/L以下
トリクロロ酢酸	◎		◎			◎			◎	◎		0.03mg/L以下
プロモジクロロメタン	◎		◎			◎			◎	◎		0.03mg/L以下
プロモホルム	◎		◎			◎			◎	◎		0.09mg/L以下
ホルムアルデヒド	◎		◎			◎			◎	◎		0.08mg/L以下
亜鉛及びその化合物				○								1.0mg/L以下
アルミニウム及びその化合物				○								0.2mg/L以下
鉄及びその化合物				○								0.3mg/L以下
銅及びその化合物				○								1.0mg/L以下
ナトリウム及びその化合物				○								200mg/L以下
マンガン及びその化合物				○								0.05mg/L以下
塩化物イオン	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	200mg/L以下
カルシウム、マグネシウム等(硬度)				○								300mg/L以下
蒸発残留物				○								500mg/L以下
陰イオン界面活性剤				○								0.2mg/L以下
ジオスミン				□								0.00001mg/L以下
2-メチルイソボルネオール				□								0.00001mg/L以下
非イオン界面活性剤				○								0.02mg/L以下
フェノール類				○								0.005mg/L以下
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	3mg/L以下
pH値	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	5.8以上8.6以下
味	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	異常でないこと
臭気	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	異常でないこと
色度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	5度以下
濁度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	2度以下
残留塩素	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	0.1mg/L以上
項目数	9	22	9	9	51	9	9	22	9	9	22	9

※ 「○」は、一定の要件を満たす場合には、年1回以上又は3年に1回以上に検査頻度を減らすことが可能な項目。

※ 「□」は、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘査し、これらの物質を产生する藻類等の発生時期に併せて月1回以上実施する項目。

※ 「●」は、月1回以上実施する項目。

※ 「◎」は、3ヶ月に1回以上実施する項目。

各簡易水道施設水質検査業務委託 月別検査項目

施 設 名	南富良野町簡易水道(かなやま湖畔森林公園地区)											
分析区分(試料名)	原水											
採 水 場 所	湖畔野営場浄水場 着水室											
項目名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
一般細菌				○								
大腸菌				○								
カドミウム及びその化合物				○								
水銀及びその化合物				○								
セレン及びその化合物				○								
鉛及びその化合物				○								
ヒ素及びその化合物				○								
六価クロム化合物				○								
亜硝酸態窒素				○								
シアノ化物イオン及び塩化シアン				○								
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素				○								
フッ素及びその化合物				○								
ホウ素及びその化合物				○								
四塩化炭素				○								
1,4-ジオキサン				○								
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン				○								
ジクロロメタン				○								
テトラクロロエチレン				○								
トリクロロエチレン				○								
ベンゼン				○								
塩素酸												
クロロ酢酸												
クロロホルム												
ジクロロ酢酸												
ジプロモクロロメタン												
臭素酸												
総トリハロメタン												
トリクロロ酢酸												
プロモジクロロメタン												
プロモホルム												
ホルムアルデヒド												
亜鉛及びその化合物				○								
アルミニウム及びその化合物				○								
鉄及びその化合物				○								
銅及びその化合物				○								
ナトリウム及びその化合物				○								
マンガン及びその化合物				○								
塩化物イオン				○								
カルシウム、マグネシウム等(硬度)				○								
蒸発残留物				○								
陰イオン界面活性剤				○								
ジェオスミン				○								
2-メチルイソポルネオール				○								
非イオン界面活性剤				○								
フェノール類				○								
有機物(全有機炭素(TOC)の量)				○								
pH値				○								
味												
臭氣				○								
色度				○								
濁度				○								
残留塩素												
嫌気性芽胞菌※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大腸菌※(定量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大腸菌※(定性)												
クリプトスポリジウム	○			○		○		○		○		
ジアルジア	○			○		○		○		○		
項目数	2	1	1	41	1	1	2	1	1	2	1	1

令和4年度 南富良野町水質検査予定頻度及び設定理由(北落合地区)

項目名	基準値	令和元年度	令和2年度	令和3年度	1／5	1／10	原則 検査頻度	1／5 1／10超過 1／5以下 超過	1／10 1／5 以下	検査頻度	設 定 理 由		
											月1回	月1回	
1 一般細菌	100個／ml以下	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	月1回	12
2 大腸菌	不検出	不検出	不検出	不検出	—	—	—	—	—	—	—	月1回	12
3 カドミウム及びその化合物	0.0003mg／以下	<0.0003	—	—	0.0006	0.00003	—	—	—	—	—	3年1回	1
4 水銀及びその化合物	0.0005mg／以下	<0.0005	—	—	0.0001	0.00005	—	—	—	—	—	3年1回	1
5 セレン及びその化合物	0.01mg／以下	<0.001	—	—	0.002	0.001	—	—	—	—	—	3年1回	1
6 鉛及びその化合物	0.01mg／以下	<0.001	—	—	0.002	0.001	—	—	—	—	—	3年1回	1
7 ヒ素及びその化合物	0.01mg／以下	<0.001	—	—	0.002	0.001	—	—	—	—	—	3年1回	1
8 六価クロム化合物	0.02mg／以下	<0.005	<0.002	<0.002	0.004	0.002	—	—	—	—	—	3ヶ月1回	4
9 亜硝酸態窒素	0.04mg／以下	<0.004	—	—	0.008	0.004	—	—	—	—	—	3年1回	1
10 シアン化物イオン及び塩化アン	0.01mg／以下	<0.001	<0.001	<0.001	—	—	—	—	—	—	—	3ヶ月1回	4
11 鹿草酸態窒素及び強消酸態窒素	10mg／以下	3.06	3.81	3.68	2	1	—	○	—	—	—	3ヶ月1回	4
12 鹿草酸及びその化合物	0.08mg／以下	<0.05	—	—	0.16	0.08	—	—	—	—	—	3年1回	1
13 チウ素及びその化合物	1mg／以下	<0.02	—	—	0.02	0.01	—	—	—	—	—	3年1回	1
14 四塩化炭素	0.002mg／以下	<0.002	—	—	0.0004	0.0002	—	—	—	—	—	3年1回	1
15 1,4-ジオキサン	0.05mg／以下	<0.005	—	—	0.01	0.005	—	—	—	—	—	3年1回	1
16 シベ-1-ジクロロチルシ及びラジス-1,2-ジクロロエチル	0.04mg／以下	<0.001	—	—	0.008	0.004	—	—	—	—	—	3年1回	1
17 ジクロロメタン	0.02mg／以下	<0.001	—	—	0.004	0.002	—	—	—	—	—	3年1回	1
18 テトラクロロエチレン	0.01mg／以下	<0.005	—	—	0.002	0.001	—	—	—	—	—	3年1回	1
19 トリクロロエチレン	0.01mg／以下	<0.005	—	—	0.002	0.001	—	—	—	—	—	3年1回	1
20 ベンゼン	0.01mg／以下	<0.001	—	—	0.002	0.001	—	—	—	—	—	3年1回	1
21 塩素酸	0.6mg／以下	0.11	0.17	0.15	—	—	—	—	—	—	—	3ヶ月1回	4
22 2クロロ酢酸	0.02mg／以下	<0.001	<0.001	<0.001	—	—	—	—	—	—	—	3ヶ月1回	4
23 2クロロホルム	0.06mg／以下	<0.001	<0.001	<0.001	—	—	—	—	—	—	—	3ヶ月1回	4
24 ジクロロ酢酸	0.03mg／以下	<0.001	<0.001	<0.001	—	—	—	—	—	—	—	3ヶ月1回	4
25 ジブロモクロロメタン	0.1mg／以下	0.002	0.002	0.002	—	—	—	—	—	—	—	3ヶ月1回	4
26 噴素酸	0.01mg／以下	<0.001	<0.001	<0.001	—	—	—	—	—	—	—	3ヶ月1回	4
27 絶りハロメタン	0.1mg／以下	0.003	0.003	0.003	—	—	—	—	—	—	—	3ヶ月1回	4
28 テリクロロ酢酸	0.03mg／以下	<0.001	<0.001	<0.001	—	—	—	—	—	—	—	3ヶ月1回	4
29 ブロモジクロロメタン	0.03mg／以下	0.001	0.001	0.001	—	—	—	—	—	—	—	3ヶ月1回	4
30 ブロモホルム	0.09mg／以下	<0.001	<0.001	<0.001	—	—	—	—	—	—	—	3ヶ月1回	4
31 ホルムアルデヒド	0.08mg／以下	<0.003	<0.003	<0.003	—	—	—	—	—	—	—	3ヶ月1回	4
32 亜鉛及びその化合物	1mg／以下	0.002	—	—	0.2	0.1	—	—	—	—	—	3年1回	1
33 アルミニウム及びその化合物	0.2mg／以下	<0.01	—	—	0.04	0.02	—	—	—	—	—	3年1回	1
34 鉄及びその化合物	0.3mg／以下	0.01	—	—	0.06	0.03	—	—	—	—	—	3年1回	1
35 鋼及びその化合物	1mg／以下	0.01	—	—	0.2	0.1	—	—	—	—	—	3年1回	1
36 ナトリウム及びその化合物	200mg／以下	5.6	—	—	40	20	—	—	—	—	—	3年1回	1
37 マンガン及びその化合物	0.05mg／以下	<0.001	—	—	0.01	0.005	—	—	—	—	—	3年1回	1
38 塩化物イオン	200mg／以下	3.1	3.2	3.3	—	—	—	—	—	—	—	月1回	12
39 カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg／以下	22.3	—	—	60	30	3ヶ月 1回以上	—	—	—	—	3年1回	1
40 蒸発残留物	500mg／以下	60	87	95	100	50	3ヶ月 1回以上	—	—	—	—	1／10超過 1／5以下のため年1回	1
41 檻1オン界面活性剤	0.2mg／以下	<0.02	—	—	0.04	0.02	—	—	—	—	—	3年1回	1
42 ジエチルインボルネオール	0.00001mg／以下	<0.00001	<0.00001	<0.00001	0.000002	0.000001	月1回	—	—	—	—	性状確認のため年1回	1
43 2-ズチルインボルネオール	0.02mg／以下	<0.002	—	—	0.004	0.002	—	—	—	—	—	3年1回	1
44 非イオン界面活性剤	0.005mg／以下	<0.0005	—	—	0.001	0.0005	1回以上	—	—	—	—	水銀に汚染のおそれがないため3年1回	1
45 フェノール類	3mg／以下	0.4	0.4	0.4	—	—	—	—	—	—	—	水銀に汚染のおそれがないため3年1回	1
46 有機物(TOC)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	水銀に汚染のおそれがないため3年1回	1
47 pH直	5.8～8.6	6.8～7.3	6.8～7.2	6.9～7.2	—	—	—	—	—	—	—	月1回	12
48 味	異常がない	異常なし	異常なし	異常なし	—	—	—	—	—	—	—	月1回	12
49 臭気	5度以下	<1	<1	<1	<0.1	<0.1	0.1	—	—	—	—	月1回	12
50 色度	2度以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	—	—	—	—	月1回	12
51 濃度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	月1回	12

注1 過去の成績については、令和3年3月までの成績です。
 注2 每月検査 年4回検査については、その値を記載。

注3 省略不可能項目の検査頻度については、毎月検査項目は3ヶ月に1回実施。

1日1回行う検査

1日1回行う検査項目	年間検査回数
1 色	365
2 潑り	365
3 消毒の塩素効果(残留塩素)	365

令和4年度 南富良野町水質検査予定頻度及び設定理由(落合地区)

項目名	基準値	令和元年度			令和2年度			令和3年度			原則			検査頻度 月1回	1／5 1／10超過 1／5以下 超過	1／10 1／5以下 以下	年間検査回数	設定理由		
		100個／ml以下	0	0	不検出	不検出	不食出	不食出	0	0	0.0006	0.0003	0.0005							
1 一般細菌	100個／ml以下	0	0	不検出	不検出	不食出	不食出	0	0	0.0006	0.0003	0.0005	0.0003	0	0	0	12	法令通り毎月検査		
2 大腸菌	不検出	不検出	不検出	不食出	不食出	不食出	不食出	0	0	0.0001	0.0001	0.0005	0.0005	0	0	0	12	法令通り毎月検査		
3 カドミウム及びその化合物	0.003mg／以下	<0.0003	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回		
4 水銀及びその化合物	0.005mg／以下	<0.0005	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	水源に汚染のおそれがないため3年に1回		
5 セレン及びその化合物	0.01mg／以下	<0.001	—	—	—	—	—	—	—	—	0.002	0.001	0.001	0.001	0	0	0	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
6 鉛及びその化合物	0.01mg／以下	<0.001	—	—	—	—	—	—	—	—	0.002	0.001	0.001	0.001	0	0	0	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
7 七水素及びその化合物	0.01mg／以下	<0.001	—	—	—	—	—	—	—	—	0.002	0.001	0.001	0.001	0	0	0	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
8 六価クロム化合物	0.02mg／以下	<0.005	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.004	0.002	0.002	0.002	3ヶ月1回	4	4	4	法令改正のため年4回検査。令和2年4月1日より法令改正	
9 亜硝酸態窒素	0.04mg／以下	<0.004	—	—	—	—	—	—	—	—	0.008	0.004	0.004	0.004	0	0	0	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
10 シアン化物イオン及び塩化ヒシアノ	0.01mg／以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	—	—	—	—	3ヶ月1回	4	4	4	法令通り年4回検査	
11 酸素結合態窒素及び亞硝酸態窒素	0.10mg／以下	0.032	—	—	—	—	—	—	—	—	2	1	—	—	0	0	0	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
12 フッ素及びその化合物	0.8mg／以下	<0.05	—	—	—	—	—	—	—	—	0.16	0.08	0.08	0.08	0	0	0	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
13 水素及びその化合物	1mg／以下	<0.02	—	—	—	—	—	—	—	—	0.2	0.1	0.1	0.1	0	0	0	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
14 四塩化炭素	0.002mg／以下	<0.002	—	—	—	—	—	—	—	—	0.0004	0.0002	0.0002	0.0002	0	0	0	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
15 1,4-ジオキサン	0.05mg／以下	<0.005	—	—	—	—	—	—	—	—	0.01	0.005	0.005	0.005	0	0	0	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
16 1,2-ジクロロエチレン及びラクソ-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg／以下	<0.001	—	—	—	—	—	—	—	—	0.008	0.004	0.004	0.004	0	0	0	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
17 ジクロロメタン	0.02mg／以下	<0.001	—	—	—	—	—	—	—	—	0.004	0.002	0.002	0.002	0	0	0	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
18 テトラクロロエチレン	0.01mg／以下	<0.005	—	—	—	—	—	—	—	—	0.002	0.001	0.001	0.001	0	0	0	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
19 トリクロロエチレン	0.01mg／以下	<0.005	—	—	—	—	—	—	—	—	0.002	0.001	0.001	0.001	0	0	0	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
20 ベンゼン	0.01mg／以下	<0.001	—	—	—	—	—	—	—	—	0.002	0.001	0.001	0.001	0	0	0	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回	
21 塩素酸	0.6mg／以下	<0.06	—	—	—	—	—	—	—	—	0.06	0.06	0.06	0.06	0	0	0	4	次亜塩素酸ナトリウム使用	
22 クロロ酢酸	0.02mg／以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	—	—	—	—	0	0	0	4	次亜塩素酸ナトリウム使用	
23 クロロホルム	0.06mg／以下	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.002	—	—	—	—	0	0	0	4	次亜塩素酸ナトリウム使用
24 ジクロロ酢酸	0.03mg／以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	—	—	—	—	0	0	0	4	次亜塩素酸ナトリウム使用	
25 ジブロモクロロメタン	0.01mg／以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	—	—	—	—	0	0	0	4	次亜塩素酸ナトリウム使用	
26 臭素酸	0.01mg／以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	—	—	—	—	0	0	0	4	次亜塩素酸ナトリウム使用	
27 統合ハロメタン	0.1mg／以下	<0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.004	0.004	0.004	0.004	0	0	0	4	次亜塩素酸ナトリウム使用	
28 トリクロロ酢酸	0.03mg／以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0	0	0	4	次亜塩素酸ナトリウム使用	
29 ブロモジクロロメタン	0.03mg／以下	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.002	—	—	—	—	0	0	0	4	次亜塩素酸ナトリウム使用
30 ブロモホルム	0.09mg／以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	—	—	—	—	0	0	0	4	次亜塩素酸ナトリウム使用	
31 ハリルアルテビド	0.08mg／以下	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	0.004	0.004	0.004	0.004	0	0	0	4	次亜塩素酸ナトリウム使用	
32 亜鉛及びその化合物	1mg／以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0	0	0	4	次亜塩素酸ナトリウム使用	
33 アルミニウム及びその化合物	0.2mg／以下	0.002	—	—	—	—	—	—	—	—	0.2	0.1	0.1	0.1	0	0	0	4	次亜塩素酸ナトリウム使用	
34 鉄及びその化合物	0.3mg／以下	<0.01	—	—	—	—	—	—	—	—	0.04	0.02	0.02	0.02	0	0	0	4	次亜塩素酸ナトリウム使用	
35 銅及びその化合物	1mg／以下	0.002	—	—	—	—	—	—	—	—	0.2	0.1	0.1	0.1	0	0	0	4	次亜塩素酸ナトリウム使用	
36 ナトリウム及びその化合物	200mg／以下	3.8	—	—	—	—	—	—	—	—	40	20	20	20	0	0	0	4	次亜塩素酸ナトリウム使用	
37 マンガン及びその化合物	0.05mg／以下	<0.001	—	—	—	—	—	—	—	—	0.01	0.005	0.005	0.005	0	0	0	4	次亜塩素酸ナトリウム使用	
38 塩化物イオン	200mg／以下	5.3	—	—	—	—	—	—	—	—	5.7	—	—	—	—	—	—	12	次亜塩素酸ナトリウム使用	
39 カルボン・アセトニトリル等(硬度)	300mg／以下	8.9	—	—	—	—	—	—	—	—	60	30	30	30	0	0	0	12	次亜塩素酸ナトリウム使用	
40 糜透壁留物	500mg／以下	26	—	—	—	—	—	—	—	—	100	50	50	50	0	0	0	12	次亜塩素酸ナトリウム使用	
41 隠イオノン界面活性剤	0.2mg／以下	<0.02	—	—	—	—	—	—	—	—	0.04	0.02	0.02	0.02	0	0	0	12	次亜塩素酸ナトリウム使用	
42 ジエオスマシン	0.0001mg／以下	<0.00001	<0.00001	<0.00001	<0.00001	<0.00001	<0.00001	<0.00001	<0.00001	<0.00001	0.000002	0.000002	0.000002	0.000002	0	0	0	12	次亜塩素酸ナトリウム使用	
43 2-メチルイソボルネオール	0.0001mg／以下	<0.0002	—	—	—	—	—	—	—	—	0.004	0.002	0.002	0.002	0	0	0	12	次亜塩素酸ナトリウム使用	
44 非-Iオノン界面活性剤	0.02mg／以下	<0.0002	—	—	—	—	—	—	—	—	0.001	0.0005	0.0005	0.0005	0	0	0	12	次亜塩素酸ナトリウム使用	
45 フェノール類	0.005mg／以下	<0.0005	—	—	—	—	—	—	—	—	0.4	0.3	0.3	0.3	0	0	0	12	次亜塩素酸ナトリウム使用	
46 有機物(TOC)	3mg／以下	0.4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	0	0	12	次亜塩素酸ナトリウム使用	
47 pH直	5.8～8.6	6.8～7.1	6.7～7.1	6.8～7.1	6.7～7.1	6.8～7.1	6.7～7.1	6.8～7.1	6.7～7.1	6.8～7.1	—	—	—	—	—	—	—	12	次亜塩素酸ナトリウム使用	
48 味	異常ではない	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	—	—	—	—	—	—	—	12	次亜塩素酸ナトリウム使用	
49 臭気	異常ではない	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	—	—	—	—	—	—	—	12	次亜塩素酸ナトリウム使用	
50 色度	2度以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	—	—	—	12	次亜塩素酸ナトリウム使用	
51 過去の成績については、令和3年3月までの成績です。																				
注1 毎月検査、年4回検査については、毎月の最大値。年1回検査項目については、1ヶ月に1回、基本頻度の項目は3ヶ月に1回実施。																				
注2 毎月検査、年4回検査について、過去の成績については、令和3年3月までの成績です。																				
注3 省略不可能項目の検査頻度については、毎月検査項目は3ヶ月に1回実施。																				
1日1回行う検査項目																				
1色																				
2 濁り																				
3 消毒の塩素効果(残留塩素)																				

1日1回行う検査項目	年間検査回数
1色	365
2 濁り	365
3 消毒の塩素効果(残留塩素)	365

令和4年度 南富良野町水質検査予定頻度及び設定理由(幾寅地区)

項目名	基準値	令和元年度		令和2年度		令和3年度		原則 検査頻度	1/10超過 超過	1/5 1/10以下 以下	検査頻度 3年1回頻度可	年間検査回数	設定理由
		1	0	3	-	-	-						
1 一般細菌	100個／ml以下	不検出	不検出	不検出	-	-	-	月1回	-	-	月1回	12	法令通り毎月検査
2 大腸菌	0.003mg／以下	<0.0003	-	-	0.0006	0.0003	-	-	-	○	3年1回	1	法令通り毎月検査
3 カドミウム及びその化合物	0.0005mg／以下	<0.0005	-	-	0.0001	0.0005	-	-	-	○	3年1回	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
4 水銀及びその化合物	0.0005mg／以下	<0.0005	-	-	0.002	0.001	-	-	-	○	3年1回	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
5 セレン及びその化合物	0.01mg／以下	<0.001	-	-	0.002	0.001	-	-	-	○	3年1回	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
6 銀及びその化合物	0.01mg／以下	<0.001	-	-	0.002	0.001	-	-	-	○	3年1回	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
7 ヒ素及びその化合物	0.01mg／以下	<0.001	-	-	0.002	0.001	-	-	-	○	3年1回	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
8 六価クロム化合物	0.02mg／以下	<0.005	<0.002	<0.002	0.004	0.002	-	-	-	○	3ヶ月1回	4	法令改正のため年4回検査(令和2年4月より法令改正)
9 亜硝酸態窒素	0.04mg／以下	<0.004	-	-	0.008	0.004	-	-	-	○	3年1回	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg／以下	<0.001	<0.001	-	-	-	-	-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査
11 鹿茸熊態素及び亜硝酸態窒素	10mg／以下	0.28	-	-	2	1	-	-	-	○	3年1回	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
12 鹿茸素及びその化合物	0.8mg／以下	<0.05	-	-	0.16	0.08	-	-	-	○	3年1回	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
13 ホウ素及びその化合物	1mg／以下	<0.02	-	-	0.02	0.01	-	-	-	○	3年1回	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
14 四塩化炭素	0.002mg／以下	<0.002	-	-	0.0004	0.0002	-	-	-	○	3年1回	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
15 1,4-ジオキサン	0.05mg／以下	<0.005	-	-	0.01	0.005	-	-	-	○	3年1回	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
16 ジメチルクロロチレングリラッシュ-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg／以下	<0.001	-	-	0.008	0.004	-	-	-	○	3年1回	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
17 ジクロロメタン	0.02mg／以下	<0.001	-	-	0.004	0.002	-	-	-	○	3年1回	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
18 テトラクロロエチレン	0.01mg／以下	<0.005	-	-	0.002	0.001	-	-	-	○	3年1回	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
19 トリクロロエチレン	0.01mg／以下	<0.005	-	-	0.002	0.001	-	-	-	○	3年1回	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
20 ベンゼン	0.01mg／以下	<0.001	-	-	0.002	0.001	-	-	-	○	3年1回	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
21 塩素酸	0.6mg／以下	0.08	0.08	-	-	-	-	-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査(次亜塩素酸ナトリウム使用)
22 クロロ酢酸	0.02mg／以下	<0.001	<0.001	-	-	-	-	-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査
23 クロロホルム	0.06mg／以下	0.011	0.009	0.008	-	-	-	-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査
24 ジクロロ酢酸	0.03mg／以下	0.007	0.006	0.005	-	-	-	-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査
25 ジブロモクロロメタン	0.1mg／以下	<0.001	<0.001	<0.001	-	-	-	-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査
26 奥素酸	0.01mg／以下	<0.001	<0.001	<0.001	-	-	-	-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査(次亜塩素酸ナトリウム使用)
27 総トリハロメタン	0.01mg／以下	0.013	0.010	0.010	-	-	-	-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査
28 トリクロロ酢酸	0.03mg／以下	0.009	0.007	0.007	-	-	-	-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査
29 ブロモジクロロメタン	0.03mg／以下	0.002	0.001	0.002	-	-	-	-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査
30 モノホルム	0.09mg／以下	<0.001	<0.001	<0.001	-	-	-	-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査
31 ホルムアルデヒド	0.08mg／以下	<0.003	<0.003	<0.003	-	-	-	-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査
32 亜鉛及びその化合物	1mg／以下	0.003	-	-	0.01	0.005	-	-	-	○	3年1回	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
33 アルミニウム及びその化合物	0.2mg／以下	0.09	0.13	0.14	0.04	0.02	-	-	-	○	3ヶ月1回	4	1/5超過のため年4回
34 鉛及びその化合物	0.3mg／以下	0.01	-	-	0.06	0.03	-	-	-	○	3年1回	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
35 頸及びその界面活性剤	1mg／以下	0.003	-	-	0.2	0.1	-	-	-	○	3年1回	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
36 ナトリウム及びその化合物	200mg／以下	3.9	-	-	40	20	-	-	-	○	3年1回	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
37 マンガン及びその化合物	0.05mg／以下	<0.001	-	-	0.01	0.005	-	-	-	○	3年1回	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
38 塩化物イオン	200mg／以下	3.0	3.0	-	-	-	-	-	-	-	月1回	12	法令通り毎月検査
39 カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg／以下	13.5	-	-	60	30	3ヶ月	-	-	○	3年1回	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
40 蒸発残留物	500mg／以下	27	-	-	100	50	1回以上	-	-	○	3年1回	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
41 濃イオン界面活性剤	0.2mg／以下	<0.02	-	-	0.04	0.02	-	-	-	○	3年1回	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
42 ジエスミン	0.00001mg／以下	<0.00001	<0.00001	<0.00001	0.000002	0.000001	月1回	-	-	○	年1回	1	性状確認のため年1回
43 2-チルインボルネオール	0.00001mg／以下	<0.00001	<0.00001	<0.00001	0.000002	0.000001	月1回	-	-	○	3年1回	1	性状確認のため年1回
44 非イオン界面活性剤	0.02mg／以下	<0.002	-	-	0.004	0.002	-	-	-	○	3年1回	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
45 フィーノール類	0.005mg／以下	<0.005	-	-	0.001	0.0005	1回以上	-	-	○	3年1回	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
46 有機物(TOC)	3mg／以下	1.2	1.0	1.5	-	-	-	-	-	-	月1回	12	法令通り毎月検査
47 pH直	5.8～8.6	7.1～7.2	7.0～7.2	7.0～7.2	-	-	-	-	-	-	月1回	12	法令通り毎月検査
48 味	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし	-	-	-	-	-	-	月1回	12	法令通り毎月検査
49 臭気	5度以下	3	2	4	-	-	-	-	-	-	月1回	12	法令通り毎月検査
50 色度	2度以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	-	-	-	-	月1回	12	法令通り毎月検査

注1 過去の成績については、令和3年3月までの成績です。

注2 毎月検査年4回検査については、その値を記載。
注3 省略不可能項目の検査頻度については、毎月検査項目は3ヶ月に1回実施。

1日1回行う検査

1日1回行う検査項目	年間検査回数
1色	365
2濁り	365
3消毒の塩素効果(残留塩素)	365

令和4年度 南富良野町水質検査予定頻度及び設定理由(金山・下金山地区)

	1日1回行う検査項目	年間検査回数
1	色	365
2	漂り	365
3	消毒の塩素効果(残留塩素)	365

1月1日 朝から「松葉」の能見境口ノ快且頃迄にしづ、いは、寺ノ快且頃日につい、ほりがに、奉少領受ひ、境日より3ヶ月に回矣。

令和4年度南富良野町水質検査予定頻度及び設定理由(下金出地区)

項目名	基準値	原則			検査頻度			年間検査回数			設定期由
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	1年1回検査可	3年1回検査可	月1回	1/5	1/10	1/10超	
1 一般細菌	100個/ml以下	不検出	不検出	0	-	-	-	-	-	-	法令通り毎月検査
2 大腸菌	不検出	不検出	不検出	0	-	-	-	-	-	-	法令通り毎月検査
3 カルミウム及びその化合物	<0.0003mg/以下	<0.0003	-	-	0.0006	0.0003	月1回	1/5	1/10超	1/10以下	1/2
4 水銀及びその化合物	0.0005mg/以下	<0.0005	-	-	0.0001	0.00005	月1回	1/5	1/10超	1/10以下	1/2
5 セレン及びその化合物	0.01mg/以下	<0.001	-	-	0.002	0.001	月1回	1/5	1/10超	1/10以下	1/2
6 鉛及びその化合物	0.01mg/以下	<0.001	-	-	0.002	0.001	月1回	1/5	1/10超	1/10以下	1/2
7 ニ素及びその化合物	0.01mg/以下	<0.001	-	-	0.002	0.001	月1回	1/5	1/10超	1/10以下	1/2
8 六価クロム化合物	0.02mg/以下	<0.005	<0.002	<0.002	0.004	0.002	月1回	1/5	1/10超	1/10以下	1/2
9 垣酸態窒素	0.04mg/以下	<0.004	-	-	0.008	0.004	月1回	1/5	1/10超	1/10以下	1/2
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/以下	<0.001	<0.001	<0.001	-	-	月1回	1/5	1/10超	1/10以下	1/2
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/以下	0.27	-	-	2	1	月1回	1/5	1/10超	1/10以下	1/2
12 フッ素及びその化合物	0.8mg/以下	0.06	-	-	0.16	0.08	月1回	1/5	1/10超	1/10以下	1/2
13 ホウ素及びその化合物	1mg/以下	<0.02	-	-	0.2	0.1	月1回	1/5	1/10超	1/10以下	1/2
14 四塩化炭素	0.002mg/以下	<0.0002	-	-	0.004	0.0002	月1回	1/5	1/10超	1/10以下	1/2
15 1,4-ジオキサン	0.05mg/以下	<0.0005	-	-	0.01	0.005	月1回	1/5	1/10超	1/10以下	1/2
16 3-ブロモエチルベンズルラバ-1,2-ジクロロエチル	0.04mg/以下	<0.001	-	-	0.008	0.004	月1回	1/5	1/10超	1/10以下	1/2
17 ジクロロメタン	0.02mg/以下	<0.001	-	-	0.004	0.002	月1回	1/5	1/10超	1/10以下	1/2
18 テトラクロロエチレン	0.01mg/以下	<0.0005	-	-	0.002	0.001	月1回	1/5	1/10超	1/10以下	1/2
19 トリクロロエチレン	0.01mg/以下	<0.0005	-	-	0.002	0.001	月1回	1/5	1/10超	1/10以下	1/2
20 ベンゼン	0.01mg/以下	<0.001	-	-	0.002	0.001	月1回	1/5	1/10超	1/10以下	1/2
21 塩素酸	0.6mg/以下	0.10	0.10	0.19	-	-	月1回	1/5	1/10超	1/10以下	1/2
22 クロロ酢酸	0.02mg/以下	<0.001	<0.001	<0.001	-	-	月1回	1/5	1/10超	1/10以下	1/2
23 クロロホルム	0.06mg/以下	0.022	0.015	0.010	-	-	月1回	1/5	1/10超	1/10以下	1/2
24 ジクロロ酢酸	0.03mg/以下	0.007	0.009	0.003	-	-	月1回	1/5	1/10超	1/10以下	1/2
25 ジブロモクロロメタン	0.1mg/以下	0.001	<0.001	<0.001	-	-	月1回	1/5	1/10超	1/10以下	1/2
26 臭素酸	0.01mg/以下	<0.001	<0.001	<0.001	-	-	月1回	1/5	1/10超	1/10以下	1/2
27 純トリハロメタン	0.030	0.022	0.012	-	-	-	月1回	1/5	1/10超	1/10以下	1/2
28 ドリクロロ酢酸	0.03mg/以下	0.017	0.014	0.005	-	-	月1回	1/5	1/10超	1/10以下	1/2
29 ブロモジクロロメタン	0.03mg/以下	0.007	0.006	0.003	-	-	月1回	1/5	1/10超	1/10以下	1/2
30 ブロモホルム	0.09mg/以下	<0.001	<0.001	<0.001	-	-	月1回	1/5	1/10超	1/10以下	1/2
31 ホルムアルデヒド	0.08mg/以下	<0.003	<0.003	<0.003	-	-	月1回	1/5	1/10超	1/10以下	1/2
32 銀鉛及びその化合物	1mg/以下	0.024	-	-	0.2	0.1	月1回	1/5	1/10超	1/10以下	1/2
33 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/以下	<0.01	<0.01	<0.01	0.04	0.02	月1回	1/5	1/10超	1/10以下	1/2
34 銅及びその化合物	0.3mg/以下	0.02	-	-	0.06	0.03	月1回	1/5	1/10超	1/10以下	1/2
35 銅及びその化合物	1mg/以下	0.004	-	-	0.2	0.1	月1回	1/5	1/10超	1/10以下	1/2
36 ナトリウム及びその化合物	200mg/以下	8.7	-	-	40	20	月1回	1/5	1/10超	1/10以下	1/2
37 マンガン及びその化合物	0.05mg/以下	<0.001	-	-	0.01	0.005	月1回	1/5	1/10超	1/10以下	1/2
38 塩化物イオン	200mg/以下	8.2	6.9	5.9	-	-	月1回	1/5	1/10超	1/10以下	1/2
39 カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/以下	25.8	-	-	60	30	月1回	1/5	1/10超	1/10以下	1/2
40 蒸発残留物	500mg/以下	69	73	75	100	50	月1回	1/5	1/10超	1/10以下	1/2
41 隠イオン界面活性剤	0.2mg/以下	<0.02	-	-	0.04	0.02	月1回	1/5	1/10超	1/10以下	1/2
42 ジエオスマシン	0.02mg/以下	<0.002	-	-	0.004	0.002	月1回	1/5	1/10超	1/10以下	1/2
43 フェオノル類	0.005mg/以下	<0.0005	-	-	0.001	0.0005	月1回	1/5	1/10超	1/10以下	1/2
44 非オノン界面活性剤	3mg/以下	2.1	1.5	1.1	-	-	月1回	1/5	1/10超	1/10以下	1/2
45 フェノール類	5.8~8.6	7.3~74	7.3~75	7.1~7.5	-	-	月1回	1/5	1/10超	1/10以下	1/2
46 有機物(TOC)	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	-	-	月1回	1/5	1/10超	1/10以下	1/2
47 pH値	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし	-	-	月1回	1/5	1/10超	1/10以下	1/2
48 味	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし	-	-	月1回	1/5	1/10超	1/10以下	1/2
49 臭気	5度以下	5	2	1	<0.1	<0.1	月1回	1/5	1/10超	1/10以下	1/2
50 色度	2度以下	-	-	-	-	-	月1回	1/5	1/10超	1/10以下	1/2
51 測定	-	-	-	-	-	-	月1回	1/5	1/10超	1/10以下	1/2

注1 毎月検査、年4回検査については年間の最大値。年1回検査についてはその値を記載。
注2 週公の成績について、年3月までの成績。

注3 省略不可能項目の検査頻度については、毎月検査項目は3ヶ月に1回実施。

1日1回行う検査

	1日1回行う検査項目	年間検査回数
1 色		365
2 濁り		365
3 消毒の塩素効果(残留塩素)		365

令和4年度 南富良野町水質検査予定頻度及び設定理由（東鹿越地区）

項目名	基準値	令和元年度 令和2年度	令和3年度 令和4年度	原則		1/10 検査頻度 月1回	1/10 検査頻度 月1回	年間検査回数 1/10定期 1/5以下 以下
				1/5 1年1回頻度可 3年1回頻度可	1/10 不検出 0			
1 一般細菌	100個／ml以下	不検出	不検出	—	—	—	—	—
2 大腸菌	0.003mg／以下	<0.0003	—	0.0006	0.00003	○	○	12
3 カドミウム及びその化合物	0.0005mg／以下	<0.0005	—	0.0001	0.00005	○	○	12
4 水銀及びその化合物	0.01mg／以下	<0.001	—	0.002	0.001	○	○	1
5 セレン及びその化合物	0.01mg／以下	<0.001	—	0.002	0.001	○	○	1
6 鉛及びその化合物	0.01mg／以下	<0.001	—	0.002	0.001	○	○	1
7 上素及びその化合物	0.02mg／以下	<0.005	<0.002	0.004	0.002	○	○	1
8 六価クロム化合物	0.02mg／以下	<0.005	<0.002	0.004	0.002	○	○	4
9 重碳酸態窒素	0.04mg／以下	<0.004	—	0.008	0.004	○	○	1
10 シアン化物・オアン及び塩化アン	0.01mg／以下	<0.001	<0.001	—	—	—	—	4
11 残酸態窒素及び亞硝酸態窒素	10mg／以下	0.36	—	2	1	○	○	1
12 フッ素及びその化合物	0.8mg／以下	<0.05	—	0.16	0.08	○	○	1
13 ホウ素及びその化合物	1mg／以下	<0.02	—	0.2	0.1	○	○	1
14 四塩化炭素	0.002mg／以下	<0.002	—	0.004	0.0002	○	○	3年1回
15 1,2-ジ-シクロロチルシジ-1,2-ジクロロエチル	0.05mg／以下	<0.005	—	0.01	0.005	○	○	3年1回
16 1,2-ジクロロエチル	0.04mg／以下	<0.001	—	0.008	0.004	○	○	3年1回
17 ジクロロメタン	0.02mg／以下	<0.001	—	0.004	0.002	○	○	3年1回
18 テトラクロロエチレン	0.01mg／以下	<0.005	—	0.002	0.001	○	○	3年1回
19 テトラクロロエチレン	0.01mg／以下	<0.005	—	0.002	0.001	○	○	3年1回
20 ベンゼン	0.01mg／以下	<0.001	—	0.002	0.001	○	○	1
21 塩素酸	0.6mg／以下	0.09	0.09	0.17	—	—	—	4
22 クロロ酢酸	0.02mg／以下	<0.001	<0.001	—	—	—	—	4
23 クロロホルム	0.06mg／以下	0.008	0.009	—	—	—	—	4
24 ジクロロ酢酸	0.03mg／以下	0.005	0.005	0.006	—	—	—	4
25 ブロモクロロメタン	0.1mg／以下	<0.001	<0.001	<0.001	—	—	—	4
26 塩素酸	0.01mg／以下	<0.001	<0.001	<0.001	—	—	—	4
27 総トリハロメタン	0.1mg／以下	0.010	0.011	0.011	—	—	—	4
28 ドクロロ酢酸	0.03mg／以下	0.005	0.007	0.009	—	—	—	4
29 ブロモジクロロメタン	0.03mg／以下	0.002	0.002	0.002	—	—	—	4
30 ブロモホルム	0.09mg／以下	<0.001	<0.001	<0.001	—	—	—	4
31 ホルムアルデヒド	0.08mg／以下	<0.003	<0.003	<0.003	—	—	—	4
32 亜鉛及びその化合物	1mg／以下	0.002	—	0.2	0.1	○	○	3年1回
33 アリニ-ウム及びその化合物	0.2mg／以下	<0.01	<0.01	0.04	0.02	○	○	3年1回
34 鎘及びその化合物	0.3mg／以下	0.04	0.05	0.06	0.03	○	○	3年1回
35 銅及びその化合物	1mg／以下	0.003	—	0.2	0.1	○	○	3年1回
36 金属性及びその化合物	200mg／以下	3.0	—	40	20	○	○	3年1回
37 マンガン及びその化合物	0.05mg／以下	0.001	—	0.01	0.005	○	○	3年1回
38 塩化物イオン、	200mg／以下	3.0	5.1	3.5	—	—	—	12
39 カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg／以下	24.3	—	60	—	30	3 ケ 月	1
40 蒸発残留物	500mg／以下	57	57	64	100	50	3 ケ 月	1
41 懸滴界面活性剤	0.2mg／以下	<0.02	—	0.04	0.02	○	○	1
42 ジエオスミン	0.00001mg／以下	<0.000001	<0.000001	0.000002	0.000001	○	○	1
43 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg／以下	<0.000001	<0.000001	0.000002	0.000001	○	○	1
44 非イオン界面活性剤	0.02mg／以下	<0.0002	—	—	—	—	—	1
45 フェノール類	0.005mg／以下	<0.0005	—	—	—	—	—	1
46 有機物(TOC)	3mg／以下	1.4	0.8	1.0	—	—	—	12
47 pH値	5.8～8.6	7.4～7.6	7.2～7.6	—	—	—	—	12
48 味	異常でない	異常なし	異常なし	—	—	—	—	12
49 臭気	5度以下	<0.1	<0.1	<0.1	—	—	—	12
50 色度	2度以下	<0.1	<0.1	<0.1	—	—	—	12
51 濁度	—	—	—	—	—	—	—	12

3ヶ月1回以上

性状確認のため年1回

<div data-bbox="321 2877

過去の成績については、令和3年3月までの成績です。

回検査についてはその値を記載。

項目については1ヶ月に1回、基本頻度の項目は3ヶ月に1回実施。

卷之三

	1日1回行う検査項目	年間検査回数
1 色		365
2 濁り		365
3 消毒の塩素効果(残留塩素)		365

令和4年度 南富良野町水質検査予定頻度及び設定理由(かなやま湖畔森林公園地区)

項目名	基準値	令和元年度		令和2年度		令和3年度		原則		検査頻度 月1回	1/10超過 1~5以下	1/10 1~5以下	年間検査回数	設定理由
		令和1年度可	3年1回頻度可	令和2年度	令和3年度	1/5	1/10	1/10超過 1~5以下	月1回		1/10 1~5以下	月1回		
1 一般細菌	100個／ml以下	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	12	法令通り毎月検査
2 大腸菌	不検出	不検出	不検出	不検出	—	—	—	—	—	—	—	—	12	法令通り毎月検査
3 カドミウム及びその化合物	0.003mg／以下	<0.0003	—	—	0.0006	0.0003	—	—	—	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
4 水銀及びその化合物	0.005mg／以下	<0.0005	—	—	0.0001	0.00005	—	—	—	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
5 セレン及びその化合物	0.01mg／以下	<0.001	—	—	0.002	0.001	—	—	—	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
6 鉛及びその化合物	0.01mg／以下	<0.001	—	—	0.002	0.001	—	—	—	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
7 ヒ素及びその化合物	0.01mg／以下	<0.001	—	—	0.002	0.001	—	—	—	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
8 六価クロム化合物	0.02mg／以下	<0.005	<0.002	<0.002	0.004	0.002	—	—	—	—	—	—	4	法令通りため年4回検査令和2年4月より法令改正
9 亜硝酸態窒素	0.04mg／以下	<0.004	—	—	0.008	0.004	—	—	—	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg／以下	<0.001	<0.001	<0.001	—	—	—	—	—	—	—	—	4	法令通り年4回検査
11 硫酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg／以下	0.12	—	—	2	1	—	—	—	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
12 ブチル素及びその化合物	0.8mg／以下	<0.005	—	—	0.16	0.08	—	—	—	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
13 ホウ素及びその化合物	1mg／以下	0.04	—	—	0.2	0.1	—	—	—	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
14 四塩化炭素	0.002mg／以下	<0.0002	—	—	0.0004	0.0002	—	—	—	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
15 1,4-ジオキサン	0.05mg／以下	<0.0005	—	—	0.01	0.005	—	—	—	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
16 1,2-ジクロロエチレン及びラクタム	0.04mg／以下	<0.001	—	—	0.008	0.004	—	—	—	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
17 ジクロロメタン	0.02mg／以下	<0.001	—	—	0.004	0.002	—	—	—	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
18 テトラクロロエチレン	0.01mg／以下	<0.0005	—	—	0.002	0.001	—	—	—	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
19 トリクロロエチレン	0.01mg／以下	<0.0005	—	—	0.002	0.001	—	—	—	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
20 ベンゼン	0.01mg／以下	<0.001	—	—	0.002	0.001	—	—	—	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
21 塩素酸	0.6mg／以下	0.09	0.14	0.24	—	—	—	—	—	—	—	—	4	法令通り年4回検査 (次亜塩素酸ナトリウム使用)
22 クロロ酢酸	0.02mg／以下	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	—	—	—	—	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
23 クロホルム	0.06mg／以下	0.007	0.007	0.006	—	—	—	—	—	—	—	—	4	法令通り年4回検査
24 ジクロロ酢酸	0.03mg／以下	0.004	0.007	0.004	—	—	—	—	—	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
25 ジブロモクロロメタン	0.1mg／以下	<0.001	<0.001	<0.001	—	—	—	—	—	—	—	—	4	法令通り年4回検査
26 臭素酸	0.01mg／以下	<0.001	<0.001	<0.001	—	—	—	—	—	—	—	—	4	法令通り年4回検査
27 統リハロメタン	0.1mg／以下	0.009	0.009	0.009	—	—	—	—	—	—	—	—	4	法令通り年4回検査
28 トリクロロ酢酸	0.03mg／以下	0.004	0.006	0.005	—	—	—	—	—	—	—	—	4	法令通り年4回検査
29 ブロモジクロロメタン	0.03mg／以下	0.002	0.002	0.003	—	—	—	—	—	—	—	—	4	法令通り年4回検査
30 ブロモホルム	0.09mg／以下	<0.001	<0.001	<0.001	—	—	—	—	—	—	—	—	4	法令通り年4回検査
31 ホルムアルデヒド	0.08mg／以下	<0.003	<0.003	<0.003	—	—	—	—	—	—	—	—	4	法令通り年4回検査
32 亜鉛及びその化合物	1mg／以下	0.003	—	—	0.2	0.1	—	—	—	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
33 アルミニウム及びその化合物	0.2mg／以下	<0.01	—	—	0.04	0.02	—	—	—	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
34 銀及びその化合物	0.3mg／以下	0.01	—	—	0.06	0.03	—	—	—	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
35 鋼及びその化合物	1mg／以下	0.002	—	—	0.2	0.1	—	—	—	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
36 ナトリウム及びその化合物	200mg／以下	4.2	—	—	40	20	—	—	—	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
37 マンガン及びその化合物	0.05mg／以下	<0.001	—	—	0.01	0.005	—	—	—	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
38 塩化物イオン	200mg／以下	5.6	6.0	5.9	—	—	—	—	—	—	—	—	12	法令通り毎月検査
39 カルボン・マグネシウム等(硬度)	300mg／以下	44.3	43.4	44.1	60	30	3ケ月	—	—	—	—	—	1	10超過1／5以下のため年1回
40 蒸発残留物	500mg／以下	73	76	85	100	50	1回以上	—	—	—	—	—	1	10超過1／5以下のため年1回
41 陰イオン界面活性剤	0.2mg／以下	<0.02	—	—	0.04	0.02	—	—	—	—	—	—	1	水源に汚染のおそれがないため3年に1回
42 ジエオスミン	0.0001mg／以下	<0.00001	<0.00001	<0.00001	0.000002	0.000001	月1回	—	—	—	—	—	1	水栓洗浄のため年1回
43 2-メチルイソペルオキソール	0.0001mg／以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.000002	0.000001	月1回	—	—	—	—	—	1	水栓洗浄のため年1回
44 非イオン界面活性剤	0.02mg／以下	<0.002	—	—	0.004	0.002	—	—	—	—	—	—	1	水栓洗浄のため年1回
45 フェノール類	0.005mg／以下	<0.0005	—	—	0.001	0.0005	1回以上	—	—	—	—	—	1	水栓洗浄のため年1回
46 TOC	3mg／以下	0.9	1.0	0.8	—	—	—	—	—	—	—	—	12	法令通り毎月検査
47 pH值	5.8～8.6	73～76	7.2～7.5	7.3～7.6	—	—	—	—	—	—	—	—	12	法令通り毎月検査
48 味	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし	—	—	—	—	—	—	—	—	12	法令通り毎月検査
49 真空度	5度以下	<1	<1	<1	1	—	—	—	—	—	—	—	12	法令通り毎月検査
50 色度	2度以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	—	—	—	—	—	—	12	法令通り毎月検査

1日1回行う検査項目	年間検査回数
1色	365
2黒り	365
3消毒の塩素効果(残留塩素)	365

注1 過去の成績については、令和3年3月末までの成績です。
 注2 毎月検査、年4回検査については年間の最大値。年1回検査項目については1ヶ月に1回、基本頻度の項目は3ヶ月に1回実施。
 1日1回行う検査

注3 省略不可能項目の検査頻度については、毎月検査項目について記載。